

資料1

# 新型コロナウイルス感染症に係る対応 (下水道関係)の状況報告

## 生活不安に対応するための緊急措置

令和2年3月18日  
新型コロナウイルス感染症対策本部

令和2年3月10日に新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第2弾をとりまとめたところであるが、現下の景気悪化への懸念が高まる状況を踏まえ、生活に不安を感じておられる方々への当面の追加的な緊急対応策として、以下の措置を講ずる。

### (1) 個人向け緊急小口資金等の特例の拡大

- 返済免除特約付き緊急小口資金による貸付について、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする個人事業主等の世帯については、学校休業に関わらず、上限額を20万円とし、生活への不安に対応する。あわせて、当座の生活費に切迫している場合については、より迅速に貸付を行うなど、きめ細かな支援を実施する。

このため、緊急小口資金等に対し、速やかに予備費（104億円）を措置する。

### (2) 公共料金の支払の猶予等

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、電気料金等の公共料金（上水道・下水道、NHK、電気、ガス及び固定電話・携帯電話の使用料）の支払が困難な事情がある者に対しては、その置かれた状況に配慮し、支払の猶予等、迅速かつ柔軟に対応するよう要請する。

### (3) 国税・社会保険料の納付の猶予等

- 国税・社会保険料の納付の猶予制度を積極的に周知広報するとともに、一時に納付することが困難な事情がある納税者等に対しては、その置かれた状況に配慮して、迅速かつ柔軟に対応することとし、猶予の申請や審査について極力簡素化のうえ、原則として1年間は納付を猶予するとともに、延滞税・延滞金についても免除・軽減措置を講ずることとしたところである。

現下の景気悪化への懸念が高まる状況を踏まえ、納税者等からの問合せや相談を待つだけでなく、確定申告相談等のあらゆる機会を捉えて積極的に制度を周知・広報するよう、現場に徹底する。

### (4) 地方税の徴収の猶予等

- 地方税についても、(3)の国税・社会保険料の納付の猶予等の取扱を踏まえ、徴収の猶予等、迅速かつ柔軟に適切に対応するよう、地方公共団体に要請する。

国水下企第97号  
令和2年3月18日

各都道府県下水道担当部長 殿  
各政令指定都市下水道担当部長 殿  
(各地方整備局等建政部等経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部  
下水道企画課長

## 新型コロナウイルス感染症に係る対応について

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、人や物の動きが停滞し、事業活動を縮小せざるを得ない事業者、離職や収入の減少等により生活に不安を感じておられる方々の存在が懸念されています。

令和2年3月18日に開催された政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において、「生活不安に対応するための緊急措置」が決定され、「新型コロナウイルス感染症の影響により、電気料金等の公共料金（上水道・下水道、NHK、電気、ガス及び固定電話・携帯電話の使用料）の支払が困難な事情がある者に対しては、その置かれた状況に配慮し、支払の猶予等、迅速かつ柔軟に対応するよう要請する。」こととされたところです。

つきましては、各下水道管理者におかれましては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付の貸付対象者をはじめ、一時的に下水道使用料の支払に困難を来している下水道使用者を対象として、地域の実情に応じ、福祉部局及び水道部局とも十分に連絡・連携しつつ、支払を猶予する等の柔軟な措置の実施を検討いただきますようお願いいたします。

なお、各公共下水道管理者における下水道使用料の支払を猶予する等の柔軟な措置の実施状況については、後日、改めて確認させていただき、各地方公共団体に情報共有を図りたいと考えておりますので、ご理解・ご協力を賜りますようお願いいたします。

都道府県におかれましては、この旨管内市町村（政令指定都市を除く。）への周知をお願いいたします。

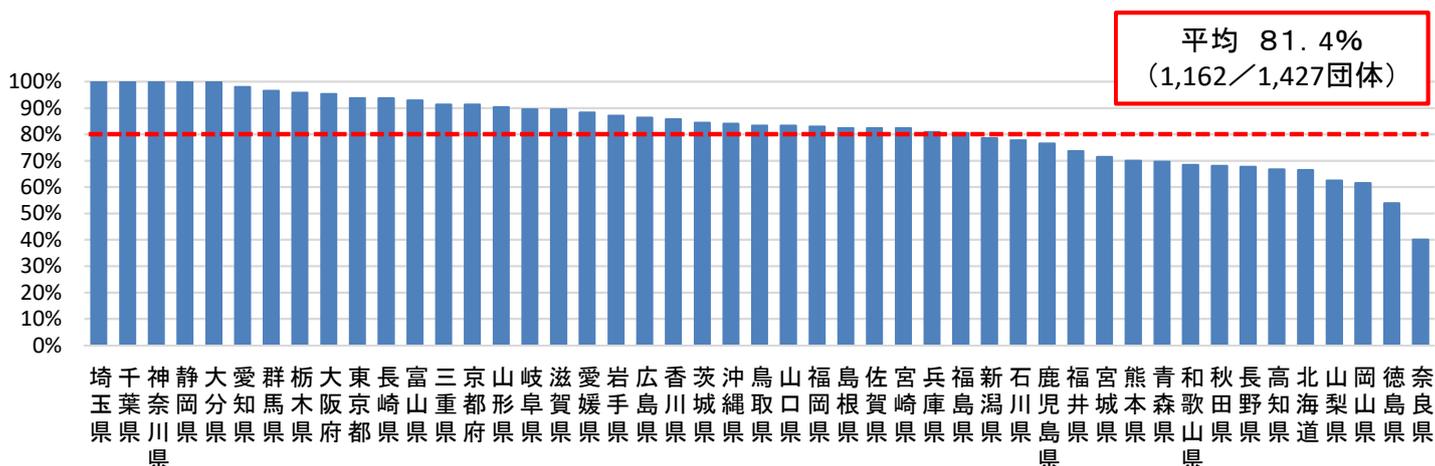
## 1. 調査実施概要

- ①対象団体：全国の公共下水道管理者(1,427団体)
- ②実施時期：令和2年6月10日(水)時点
- ③回答状況：回収率100%(1,427団体/1,427団体)

## 2. 支払猶予等措置の実施・検討状況

①実施中	1,162 団体	( 81.43%)
②今後実施予定	27 団体	( 1.89%)
③検討中	85 団体	( 5.96%)
④実施予定無し	153 団体	( 10.72%)
合計	1,427 団体	( 100.00%)

### (参考) 都道府県別の実施率



## 3. 支払猶予等の実施状況

- ①支払猶予の実施件数 41,113件(家庭用 34,473件、家庭用以外 6,640件)
- ②支払猶予の実施総額 約9億8,800万円(家庭用 2億6,800万円、家庭用以外 7億2,000万円)  
※ 算出不可と回答した団体がある。
- ③延滞金・督促手数料の減免額 31,820円(家庭用 28,440円、家庭用以外 3,380円 12団体)

## 4. 使用料減免の実施・検討状況

①実施中	47 団体	実績額 約6億7,900万円
②今後実施予定	41 団体	
合計	88 団体	

※1: 実施中は、6月10日時点で実績額を回答した団体  
 ※2: 今後実施予定は、見込額を回答した団体で、実施中の団体を除く。